**平成２３年（フ）第１４８０号**
名古屋市港区木場町２番地の８　ニューコーポ名南一番館809号
債務者　栗野美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６４０号**
名古屋市守山区大森４丁目1319番地　メゾンゆたか301号
債務者　松田加寿子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７０５号**
愛知県知多市日長字多倉田９番地の１　菊花荘６
債務者　茂内　光子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７４０号**
名古屋市南区忠次２丁目３番11号　新豊田荘２棟303号
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８５１号**
名古屋市緑区曽根２丁目253番地　サンロイヤル曽根107号
債務者　岩本由加里
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９０３号**
名古屋市千種区竹越１丁目９番８号　竹越ハイツ703号
債務者　藤井　博美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９８６号**
名古屋市守山区大谷町３番15号　レオパレスｂｉｇｖａｌｌｅｙ209号
債務者　杉本　　苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３３３号**
兵庫県姫路市飾磨区城南町１丁目11番地１　シティエステート705号、従前の住所及び事業所所在地兵庫県姫路市御国野町国分寺546番地９
債務者　泰山こと　辻　　泰則
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３３４号**
兵庫県姫路市飾磨区城南町１丁目11番地１　シティエステート705号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺546番地９
債務者　辻　喜美世
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５１３号**
兵庫県姫路市忍町240番地　カルム白鷺407
債務者　吉田　幸平
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５１４号**
兵庫県赤穂郡上郡町八保甲298番地１
債務者　中山　直美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２９２号**
広島市中区十日市町２丁目１番25―812号
債務者　松本　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１７号**
香川県丸亀市土居町１丁目４番13―102号　湊マンション
債務者　全　壽美子（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第１２２号**
香川県丸亀市津森町672番地１
債務者　平田　　顯
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部

**平成２３年（フ）第３１９号**
北九州市八幡東区高見２丁目12番23号　川﨑嘉正方
債務者　川﨑　博美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６２５号**
北九州市門司区大里東３丁目６番25―503号
債務者　生田いずみ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６４３号**
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿189番地１
債務者　岩崎　真治
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部